

令和2年生駒市議会（第6回）臨時会議案

（追加提案分）

令和2年8月6日

生 駒 市

議案第 62 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 児童生徒用情報端末
- 2 取得価格 506,199,375円
- 3 契約の相手方 奈良市高天町10番地の1 T.T.ビル4階
キステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門英也
- 4 契約の方法 随意契約

令和2年8月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史